

企業投資活動促進制度



設備投資をお考えの市内事業者必見！

本制度は、尼崎市内で事業所の新設・増設・設備更新等をする場合に一定の要件を満たせば、奨励措置を受けることができるものです。

対象事業

製造業 → 日本標準産業分類による製造業

重点産業分野 → 医療・福祉、情報通信、環境・エネルギー、バイオテクノロジー、ビジネス支援

貨物運送事業等 → 貨物運送を行う事業、倉庫業、卸売業

要件

製造業・重点産業分野の場合

- ① 新設・増設・建替・市内間移転・設備更新（中小企業に限る。）※
※ 増設・建替・市内間移転・設備更新の場合は、従前の従業員数から減少しないことが条件
- ② 事業投資額（土地・家屋・償却資産の取得費の合計）及び従業員規模
【中小企業】 事業投資額 3千万円以上 かつ 常勤従業員数 4人以上
【大企業】 事業投資額 10億円以上 かつ 常勤従業員数 50人以上
- ③ 環境保全への配慮

貨物運送事業等の場合

- ① 新設・増設
- ② 事業投資額（土地・家屋・償却資産の取得費の合計）及び従業員規模
【中小企業】 事業投資額 3千万円以上 かつ 常勤従業員数 4人以上 かつ
延床面積 150㎡当たり1人以上
【大企業】 事業投資額 10億円以上 かつ 常勤従業員数 50人以上
延床面積 150㎡当たり1人以上
- ③ 環境保全への配慮

奨励措置

税相当額を翌年度に奨励金として一括で支給（1年分）

認定を受けた事業に係る固定資産税（家屋・償却資産）及び都市計画税（家屋）が対象

常勤従業員が尼崎市内に転入した場合1世帯あたり最大10万円の補助

市内に転入した日から引き続き1年以上本市内に住所を有しているものに限りま

対象地域

市内全域

製造事業所にあつては、工業専用地域、工業地域、準工業地域に限ります。ただし、一部対象外地域がありますので、ご相談ください。

その他

事業者の責務

- ① 義務規定
認定事業の5年間の事業継続
- ② 努力規定
 - (1) 尼崎市民の雇用
【製造業・重点産業分野の場合】
新規雇用の3分の1以上を市内居住者としてください。
【貨物運送事業等の場合】
新規雇用者の2分の1以上を市内居住者としてください。
 - (2) 地域社会の発展への協力
 - (3) 認定事業の10年間の事業継続

申請時期

事業所の家屋の完成・所有移転・賃借契約日又は取得した償却資産の引き渡し日のいずれか早い日の15日前まで

固定資産税の特例との併用

中小企業の設備投資については、「中小企業等経営強化法」の固定資産税特例制度との併用が可能です。詳しくは、ホームページをご覧ください。

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sangyo/yusi_josei/1011977/1011980.html

対象となる投資活動事業等ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

✕ 尼崎市役所 経済活性化課

〒660-8501

兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号

電話 06-6489-6670

ファクス 06-6489-6491

メール ama-keikatsu@city.Amagasaki.hyogo.jp



産業振興と雇用・就労の総合情報サイト
あまJOBステーション

